平成22年度第9回理事会議案1資料

(社)日本社会福祉士会の連合体移行に関する対応について

　(社)日本社会福祉士会の連合体移行に関する本会の対応スケジュールについて、理事会の審議を求めます。

　＜提案の背景＞

　(社)日本社会福祉士会の新公益法人制度への対応については平成22年6月の総会にて方針を承認され、特例民法法人のまま一旦47都道府県社会福祉士会を正会員とする連合体組織に移行し、その上で公益社団法人への移行を申請することとなっております。

　一方、本会においては第8回において本会の一般社団法人への移行方針を決定し、平成23年3月開催の平成22年度第2回総会において報告すること確認いたしました。

連合体への加入に際しては本会正会員の資格要件を変更するため、本会定款の変更が必要となります。定款変更には定款第42条の規定により正会員総数の四分の三以上の賛成票が必要となります。

また、移行申請に際しても本会の解散を伴うため、定款第43条の規定により同様に正会員総数の四分の三以上の賛成票が必要となります。

連合体移行後はこれまで(社)日本社会福祉士会会費であった額を都道府県社会福祉士会会費として集金し、本会から(社)日本社会福祉士会会費として正会員数×6,000円を納付する形となるため会費規則を改正し、倫理綱領違反等に関する懲戒も都道府県社会福祉士会で行うため懲戒規則を設ける必要があります。除名決議を有効に機能させるためには代議員制の検討も必要です。

　このため、三役としては一年間の内容検討および周知期間を設け、全理事、委員会、部会および地域集会の協力を得て会員への周知を徹底し、平成24年3月の総会において確実に議決することを目指しておりました。

　しかしながら、第8回理事会の翌週に(社)日本社会福祉士会から以下の資料が送付され、また2月12・13日開催の(社)日本社会福祉士会理事会において改めて本年6月までの連合体加入に伴う諸規定改正を求められております。

　現実問題として、本会総会においては毎回過半数の出席者（委任および書面評決を含む）を確保するのに苦慮している現状があり、現実的に準備なく可決を得るのが困難という現実があります。(社)日本社会福祉士会の求めに応じスケジュールを前倒しにするか否か、また応じる場合の対応について理事会の審議を求めます。